社会福祉法人芳春会　評議員・役員の報酬等及び費用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人芳春会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、評議員、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うためにこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

（４）報酬等とは、法第４５条の８第４項より準用する一般法人法第１９６条、１６第４項より準用する一般法人法第８９条、１８第３項より準用する一般法人法第１０５条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

（５）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　評議員の報酬等については、無報酬とする。

２　常勤役員については、別表のとおり報酬等を支給する。

ただし、この法人の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

３　非常勤役員については、無報酬とする。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表１に定める額とする。

（２）賞与については、別表２に定める額とする。

（３）退職手当については、別表３に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（１）報酬については、毎月１０日とする。

（２）賞与については、毎年６月及び１２月とする。

（３）退職手当については、任期の満了、辞任または死亡により退職した１ヶ月以内とする。

２　報酬等は、現金をもって本人に支給する。

ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第６条　この法人は、評議員及び役員がその職務遂行に要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については別に定める旅費規程に準じて支給すること

ができる。
３　費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく支払うものとする。

（公表）
第７条　社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として、この規程を公表する。

（改廃）
第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）
第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則　この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
　　この規程は、令和７年４月１日一部改正

別表１　報酬

役職名	報酬の額
評議員	支給しない
常勤役員（理事長）	月額５００，０００円
非常勤役員	支給しない

別表２　賞与

役職名	夏季賞与	冬季賞与
評議員	支給しない	支給しない
常勤役員（理事長）	支給しない	支給しない
非常勤役員	支給しない	支給しない

別表３　退職手当

役職名	退職手当
評議員	支給しない
常勤役員（理事長）	最終報酬月額×在任年数×功績倍率 功績倍率については、３倍とする。
非常勤役員	支給しない